



## 大阪公立大学大学院 リハビリテーション学研究科

# 履修証明プログラム「地域リハビリテーション学コース」

本コースは、厚生労働省より教育訓練給付金の専門実践教育訓練として指定を受けています。

- 一定の条件を満たせば、教育訓練経費の50%の給付が受けられます。
- また、プログラム修了後1年以内に被保険者として雇用された方\*は、  
訓練費用の20%の追加給付が受けられます。\*継続して雇用されている方も対象となる可能性があります。
- さらに上記追加支給の要件を満たした上で、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して  
5%以上上昇した場合は、10%の追加給付が受けられます。

➡ **最大で教育訓練経費の80%支給** ⬅

### 支給対象者

次の①または②に該当

- ① 雇用保険の被保険者で、支給要件期間が3年以上の方
- ② 離職者のうち、過去1年以内に雇用保険の被保険者で、支給要件期間が3年以上の方

※ ①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については、支給要件期間が2年以上あれば可。

### 事前準備

**重要！**

#### 【受講申請時】

・専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の有無をご自宅管轄のハローワークにご確認ください。

#### 【受講選考結果の通知受領後】

・ハローワークで配布する「教育訓練給付金 及び教育訓練支援給付金受給資格票」を**受講開始日（10月1日）の2週間前までに**ハローワークへ提出し、受給資格確認手続きを行う必要があります。**\*期限以降の申請はできません。**

\* 1：職業実践力育成プログラム（BP）とは

大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムとして文部科学大臣が認定したもの。

\* 2：専門実践教育訓練での「教育訓練給付」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。（ハローワークHPより）

★2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、電子申請等が可能となりました。詳しい内容については、厚生労働省HP「教育訓練給付制度」のページをご覧ください。